

事 務 連 絡

令和5年1月4日

特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求める
建設工事の発注基準等の変更について（お知らせ）

令和5年1月1日付けの建設業法施行令の改正により、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額や主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限が引き上げられます。

これに伴い、本市の建設工事の入札参加資格並びに主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務について、以下のとおり変更いたします。

なお、新たな取扱いは、令和5年1月1日以降に発注を行う建設工事から適用となります。

- 1 入札参加資格に特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求める建設工事
「予定価格5,000万円以上、ただし、建築一式は予定価格7,000万円以上」としていたものを「予定価格5,500万円以上、ただし、建築一式は予定価格8,000万円以上」に引き上げ
- 2 主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務
兼任可とする金額について、予定価格「2,500万円未満」としていたものを「3,000万円未満」、専任とする金額について、予定価格「2,500万円以上」としていたものを「3,000万円以上」に引き上げ